

日本化学療法学会西日本支部会則

- 第1条 本支部は日本化学療法学会西日本支部と称する。
- 第2条 本支部は西日本に在住する日本化学療法学会会員をもつて組織する。
- 第3条 本支部は日本化学療法学会本部との緊密な連絡のもとに化学療法に関する諸研究を促進することを目的とする。
- 第4条 本支部は前条の目的を達成するためにつぎの事業をおこなう。
  1. 学術講演会
  2. 支部総会その他必要な会議
  3. 本部との連絡事務
  4. その他必要な事業
- 第5条 本支部の事務所は支部長の所属機関内に設ける。
- 第6条 本支部につぎの役員を置く。  
 支部長 1名 評議員、幹事 若干名  
 支部長は支部総会において選出するものとする。  
 支部評議員および幹事は支部長これを委嘱する。  
 支部長は支部の業務を掌るほか、日本化学療法学会本部との連絡に当る。  
 評議員は評議員会を組織し、本会則に定められた業務を行うほか、会務一般を評議する。  
 幹事は支部の庶務、会計等の業務に当る。  
 役員会は支部長が招集する。  
 役員の任期は毎年の定期総会終了の翌日から次の定期総会終了の日までとし再任は妨げない。

- 緊急を要する場合は役員会でこれを定め総会において承認をもとめる。  
 役員会の議決は役員の2/3以上の出席のもとにその過半数を以てこれを決する。
- 第7条 本支部に支部総会会長を置く。その任期は他の役員のものと同じく、決定は評議員会においてなし、総会の承認をもとめる。  
 総会会長は総会を主宰し総会の開催に関する事項を管掌する。
- 第8条 定期総会は毎年1回開き総会会長がこれを招集する。  
 ただし必要ある場合は臨時総会を開くことが出来る。
- 第9条 本支部の経費は本部より受ける支部費、寄附金その他の収入を以てこれにあてる。経理上の諸事項は日本化学療法学会会則に定められたところに準ずる。
- 第10条 本支部の会則の変更は支部総会において出席会員の2/3以上の同意をうることを要し、かつ本部理事会の承認をうるものとする。
- 第11条 その他本支部の業務遂行に当つては日本化学療法学会会則に準じてこれを行う。

附 則

本会則は昭和33年10月23日より実施する。  
本支部設立当時の役員はつぎの通りとする。

支部長	1名
評議員	名
幹事	名

訂 正

本誌 Vol. 8 No.1——

頁 行 誤

i 29 行目 野村清通

17 15 行目 野村清通

正

勝 正孝 水谷亦男・榎本  
新市・野添 昇・野村清通  
勝 正孝・水谷亦男・榎本  
新市・野添 昇・野村清通